

第149回組合会 会議次第

日 時 令和7年2月10日（月） 午後3時

場 所 東京都電機健保会館 5階会議室

1. 開 会

2. 報告事項

- (1) 組合会議員の辞任に伴う議員選定及び補欠選挙結果並びに専務理事の指名
- (2) 事業状況
- (3) 令和6年度収入支出決算見込
- (4) 特定個人情報保護評価（PIA）に関する規則の一部改正等に対する対応
- (5) 保険証廃止に係る資格確認書の交付状況（マイナ保険証の活用に向けて）
- (6) 健康保険料等滞納状況
- (7) 第16回及び第17回臨時保健事業推進委員会結果（答申）
- (8) 第22回保険料率等検討委員会結果（答申）
- (9) 理事長専決事項

3. 議 案

- 第1号 直営保養所の料金改定並びに令和7年度新規及び廃止保健事業（案）
- 第2号 事業所加入等による組合同約の一部改正（案）
- 第3号 組合同約及び規則の一部改正（案）
- 第4号 介護保険料率の引き下げ及び組合同約の一部改正（案）
- 第5号 令和7年度事業計画（案）
- 第6号 令和7年度予算（案）

4. そ の 他

5. 閉 会

目 次

報告事項

(1)	組合会議員の辞任に伴う議員選定及び補欠選挙結果並びに専務理事の指名	1
(2)	事業状況	2
(3)	令和6年度収入支出決算見込	10
(4)	特定個人情報保護評価（PIA）に関する規則の一部改正等に対する対応	14
(5)	保険証廃止に係る資格確認書の交付状況（マイナ保険証の活用に向けて）	15
(6)	健康保険料等滞納状況	18
(7)	第16回及び第17回臨時保健事業推進委員会結果（答申）	19
(8)	第22回保険料率等検討委員会結果（答申）	21
(9)	理事長専決事項	23

議 案

第1号	直営保養所の料金改定並びに令和7年度新規及び廃止保健事業（案）	26
第2号	事業所加入等による組合同約の一部改正（案）	28
第3号	組合同約及び規則の一部改正（案）	29
第4号	介護保険料率の引き下げ及び組合同約の一部改正（案）	38
第5号	令和7年度事業計画（案）	39
第6号	令和7年度予算（案）	40
その他	46

東京都電機健康保険組合 森田 章 選定理事、日本アンテナ株式会社 後藤 智康 互選理事、及び株式会社セガ 香取 光明 互選議員の辞任に伴う選定議員の選定並びに補欠選挙の結果、並びに専務理事の指名についてご報告いたします。

【議員選定並びに選挙結果】

令和7年2月3日付の選定議員選定、並びに組合会互選議員補欠選挙及び理事補欠選挙により以下の方が役員に就任されました。なお、両補欠選挙においては、いずれも立候補者数が選挙すべき議員又は理事の定数であったため、規約・規程により無投票当選となりました。

選定議員

東京都電機健康保険組合	林 正勝
-------------	------

互選議員

株式会社セガ	浜田 哲弥
株式会社タカノスマイル	寺田 靖子

選定理事

東京都電機健康保険組合	林 正勝
-------------	------

互選理事

東亜電気工業株式会社	高梨 裕市
------------	-------

【専務理事の指名】

令和7年2月3日開催の第301回理事会において、理事長より林理事が専務理事に指名され、全理事から承認されました。

専務理事

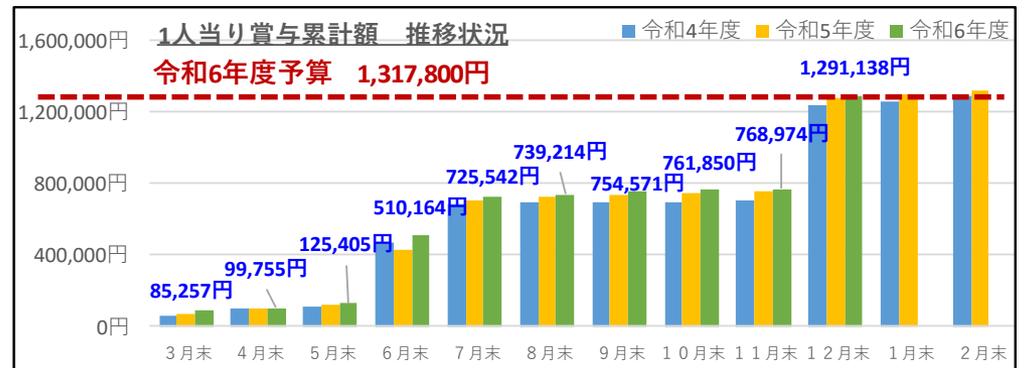
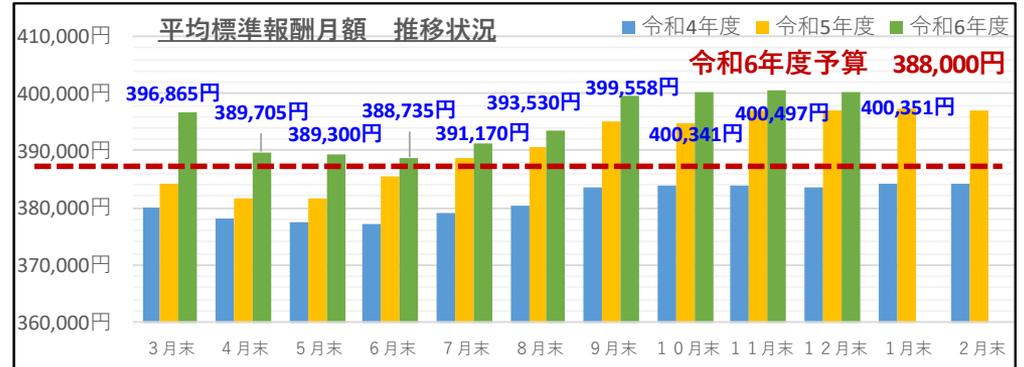
東京都電機健康保険組合	林 正勝
-------------	------

適用状況

※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況
 ※各グラフ内の数値は当年度を表記

【主要基礎項目推移状況】

(免除者除く)	令和6年度 12月末現在	令和5年度 12月末現在
事業所数	社 784	社 800
被保険者数	名 100,090	名 104,772
被保険者 平均年齢 (免除者含む)	歳 43.94	歳 43.78
平均標準 報酬月額	円 400,351	円 397,146
標準賞与額 総額	千円 130,060,202	千円 137,373,714
被保険者1人 当りの 標準賞与額	円 1,291,138	円 1,275,167
被扶養者数	名 70,233	名 77,672
被保険者1人 当りの 被扶養者数	名 0.695	名 0.733
前期 高齢者数	名 4,714	名 4,623
前期高齢者 加入率	% 2.752	% 2.518

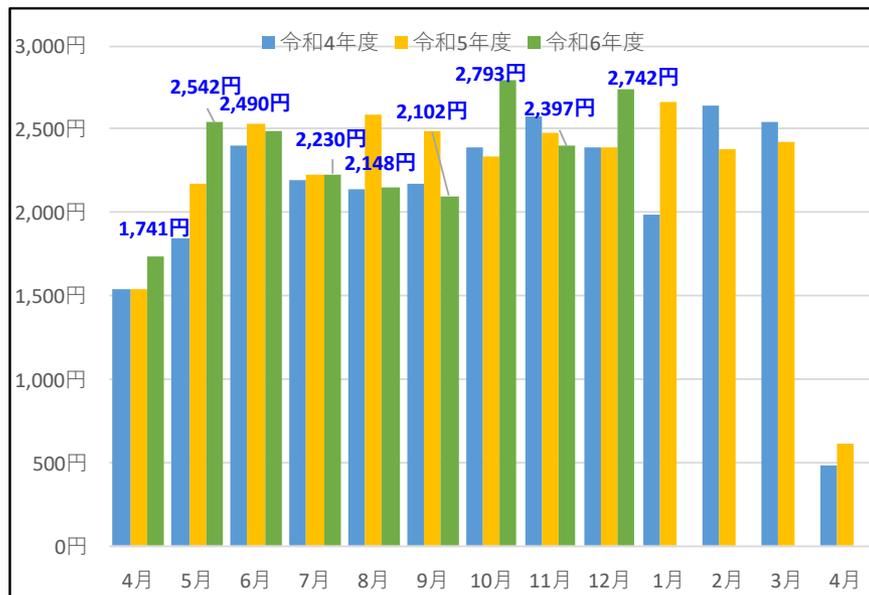


現金給付費の推移状況

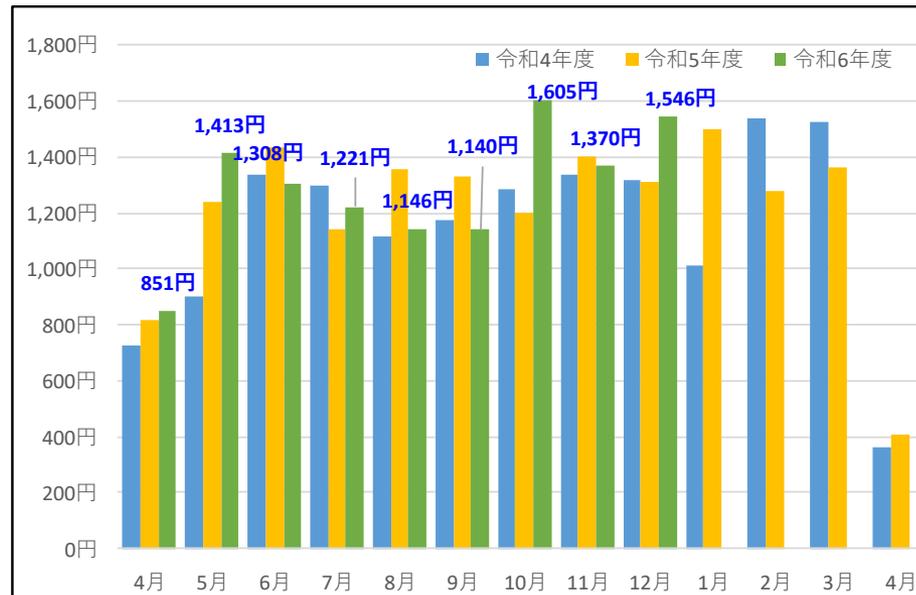
□令和6年度支払状況

	令和6年度 4月～12月分		令和5年度 4月～12月分		前年度比		令和5年度合計		令和4年度合計	
	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り	現金給付費	1人当り
合計	2,144,823,879円	21,185円	2,244,974,511円	20,743円	95.5%	102.1%	3,095,715,535円	28,828円	3,014,838,953円	27,288円
(再掲) 傷病手当金										
	1,174,421,608円	11,600円	1,217,569,472円	11,248円	96.5%	103.1%	1,696,135,381円	15,800円	1,650,587,236円	14,938円
(再掲) 傷病手当金のうちコロナ感染症										
	8,149,565円	81円	19,472,033円	179円	41.9%	45.3%	25,525,488円	237円	47,664,326円	433円

□現金給付費 被保険者1人当り月別推移状況



□傷病手当金 被保険者1人当り月別推移状況



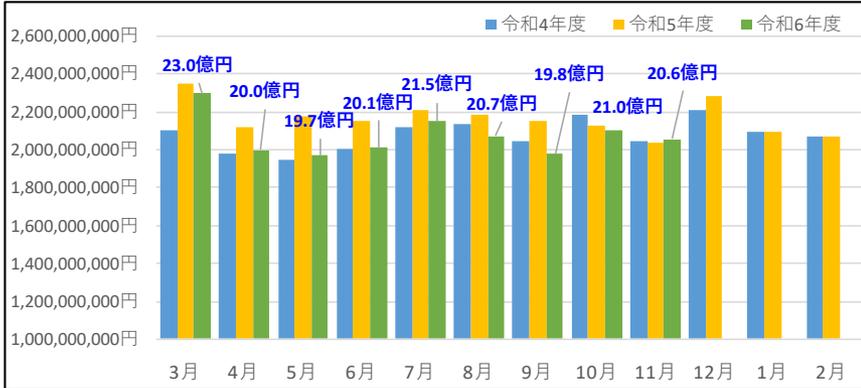
※各グラフは当年度含む過去3カ年の月別推移状況

診療費の推移状況

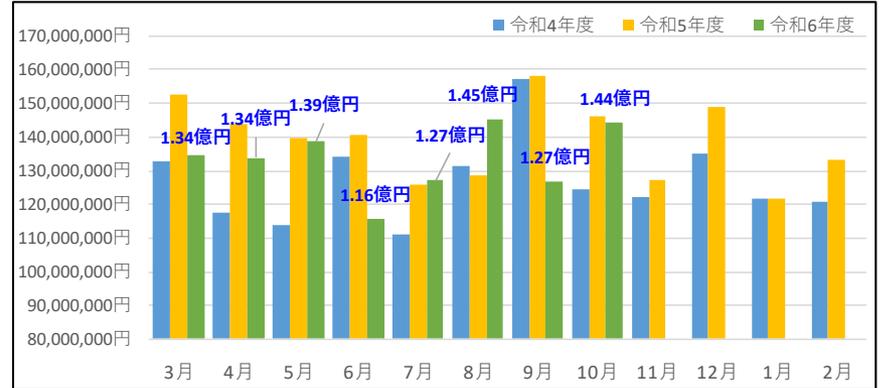
□令和6年度支払状況

	令和6年度 3月～11月請求分		令和5年度 3月～11月請求分		令和6-5年度比		令和5年度		令和4年度	
	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り	診療費	1人当り
合計	(1,066,071,868円)	(231,378円)	(1,136,335,259円)	(252,180円)	(93.8%)	(91.8%)	(1,667,579,960円)	(366,729円)	(1,522,340,092円)	(341,893円)
	18,626,364,712円	183,082円	19,498,225,090円	178,956円	95.5%	102.3%	25,952,371,834円	239,991円	24,930,573,429円	226,570円
(再掲) コロナ感染症		※上段 () 内は前期高齢者診療費 (3月～10月請求分)								
	115,303,356円	1,134円	256,631,848円	2,354円	44.9%	48.2%	344,692,385円	3,186円	800,632,040円	7,275円

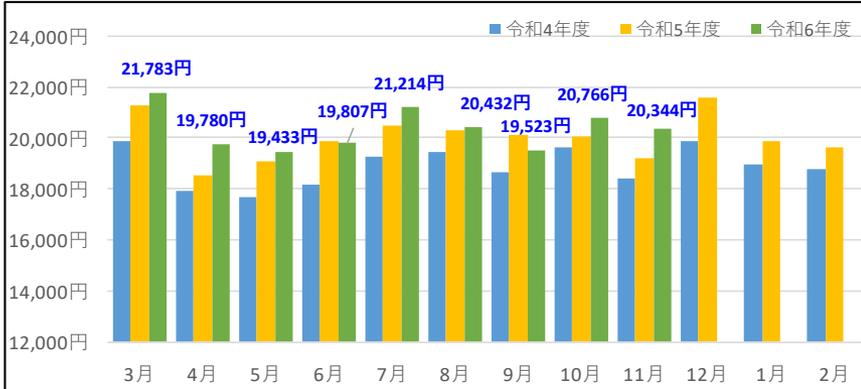
□診療費推移状況



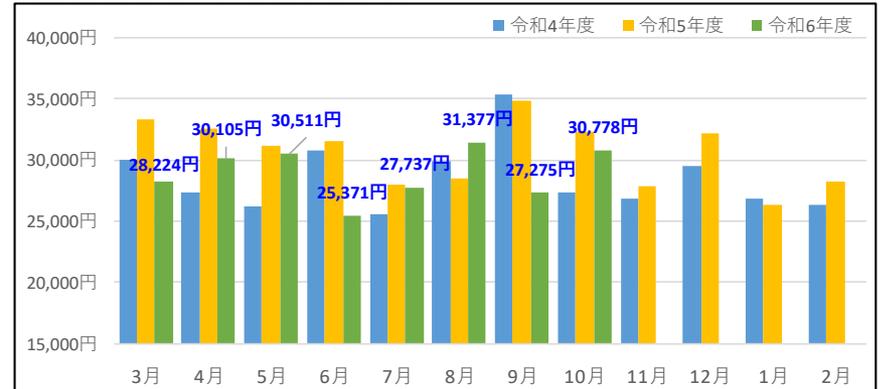
□前期高齢者診療費推移状況



□被保険者1人当り診療費推移状況



□前期高齢者1人当り診療費推移状況



※各グラフは当年度含む過去3ヵ年の月別推移状況

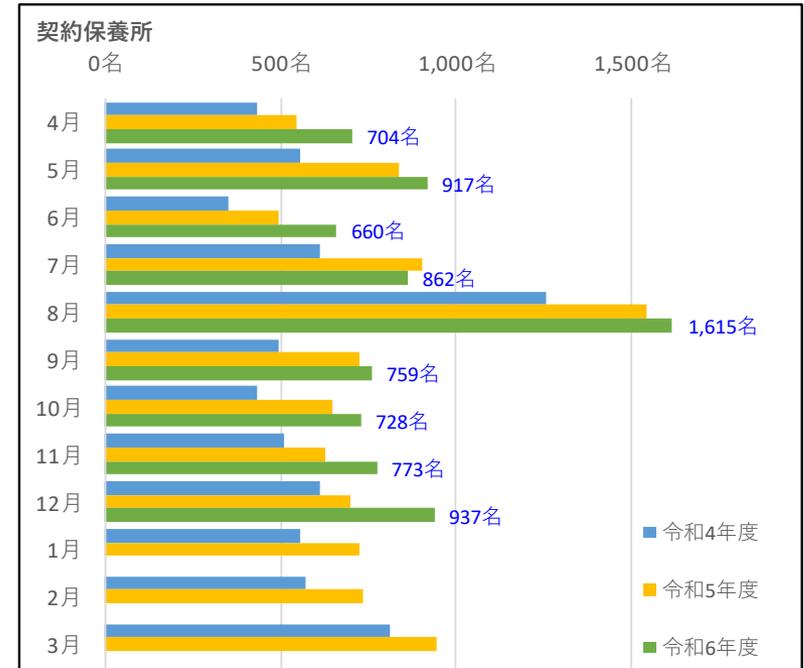
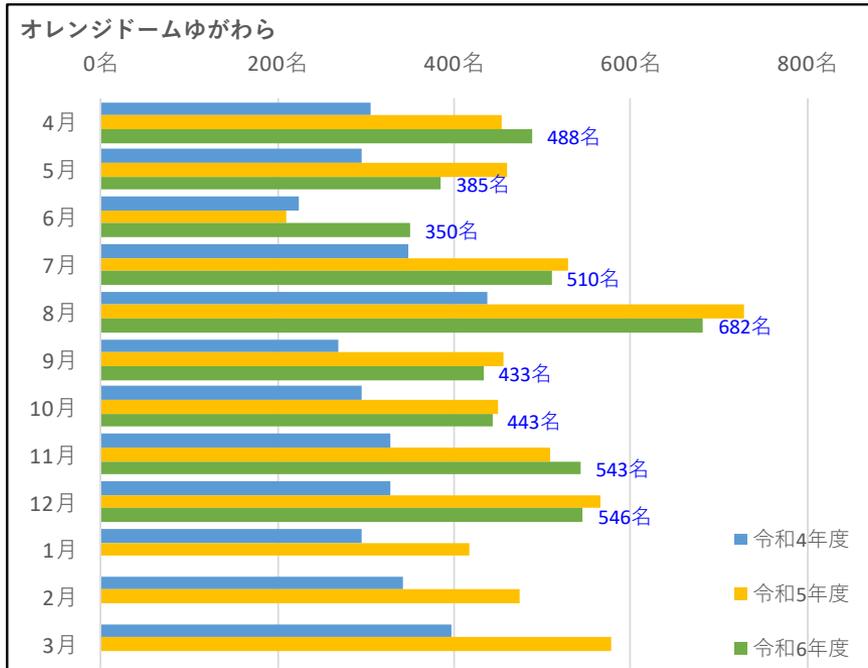
保養施設・体育奨励施設利用実施状況

□令和6年度実施状況		令和6年度 4月～12月	令和5年度 4月～12月	前年度比	令和5年度	令和4年度	令和5-4年度比
直営	オレンジドームゆがわら	4,380名	4,364名	100.4%	5,835名	3,868名	150.9%
	小計	4,380名	4,364名	100.4%	5,835名	3,868名	150.9%
その他	借上保養所	1,311名	554名	236.6%	740名	742名	99.7%
	(内、ハワイ保養所)	(842)名	-名	-%	-名	-名	-%
	他健保保有保養所	43名	58名	74.1%	69名	68名	101.5%
	契約保養所	7,955名	7,016名	113.4%	9,419名	7,190名	131.0%
	小計	9,309名	7,628名	122.0%	10,228名	8,000名	127.9%
	合計	13,689名	11,992名	114.2%	16,063名	11,868名	135.3%

(借上保養所：ラフォーレ倶楽部、ハワイ保養所) ※令和6年度より新規借上保養所としてハワイ保養所が追加

大宮	野球場	1,067面	981面	108.8%	981.0面	913.0面	107.4%
	テニスコート	1,273面	1,386面	91.8%	1,561.0面	1,969.0面	79.3%
	合計	2,340面	2,367面	98.9%	2,542.0面	2,882.0面	88.2%
	スポーツ施設	25,812名	23,893名	108.0%	31,731名	26,771名	118.5%

(スポーツ施設：へるすびあ、ルネサンス、コナミ、NAS、JOYFIT、メガロス)



健診実施状況

□ 令和6年度実施状況		令和6年 4月～12月	令和5年度 4月～12月	前年同期比	令和5年度	令和4年度	令和5-4 年度比	
被 保 険 者	基本健診（定期健康診断）	56.9%	58.2%	97.8%	90.5%	88.3%	102.5%	
	生活習慣病健診	30.5%	33.0%	92.4%	49.7%	47.8%	104.0%	
	人間ドック	20.6%	21.2%	97.2%	39.9%	39.3%	101.5%	
	婦人健診関係	12.2%	13.1%	93.1%	21.3%	21.7%	98.2%	
被保険者受診率		54.8%	57.5%	95.3%	93.4%	90.9%	102.8%	
被 扶 養 者	人間ドック	5.7%	5.9%	96.6%	12.7%	11.7%	108.5%	
	婦人健診関係	11.8%	10.3%	114.6%	21.9%	23.1%	94.8%	
	家族健診	0.6%	0.6%	100.0%	1.3%	0.9%	144.4%	
	被扶養者受診率	17.9%	16.6%	107.8%	35.5%	35.3%	100.6%	
合 計		48.1%	49.7%	96.8%	82.3%	80.3%	102.5%	
歯 科 健 診	通 院 型	被保険者	146名	120名	121.7%	145名	170名	85.3%
		被扶養者	102名	-名	-%	-名	-名	-%
		合計	248名	120名	206.7%	145名	170名	85.3%
訪問型集団		5社 124名	8社 223名	55.6%	8社 223名	4社 72名	309.7%	
訪問型口腔衛生セミナー		0社	0社	0.0%	0社	0社	0.0%	

【令和6年12月末日現在】

□ 特定健康診査等実施結果

		令和5年度（実績）	令和4年度（実績）	令和3年度（実績）	令和2年度（実績）	令和元年度（実績）
特定健康診査	被保険者	93.4%	92.9%	91.0%	90.1%	92.3%
	被扶養者	36.7%	36.9%	35.2%	30.9%	33.8%
	合計	79.0%	78.5%	76.1%	74.0%	76.2%
特定保健指導	被保険者	19.6%	14.5%	9.5%	9.4%	11.9%
	被扶養者	16.9%	13.3%	12.7%	9.0%	8.0%
	合計	19.5%	14.5%	9.6%	9.4%	11.6%

□ 健康企業宣言実施事業所

≪6年度≫宣言事業所数	≪総数≫宣言事業所数	銀の証 認定数	金の証 認定数
13社	98社	60社	0社

□ 健康経営優良法人認定制度実施事業所

≪総数≫認定数（中小企業部門）	≪総数≫認定数（大企業部門）
12社	9社

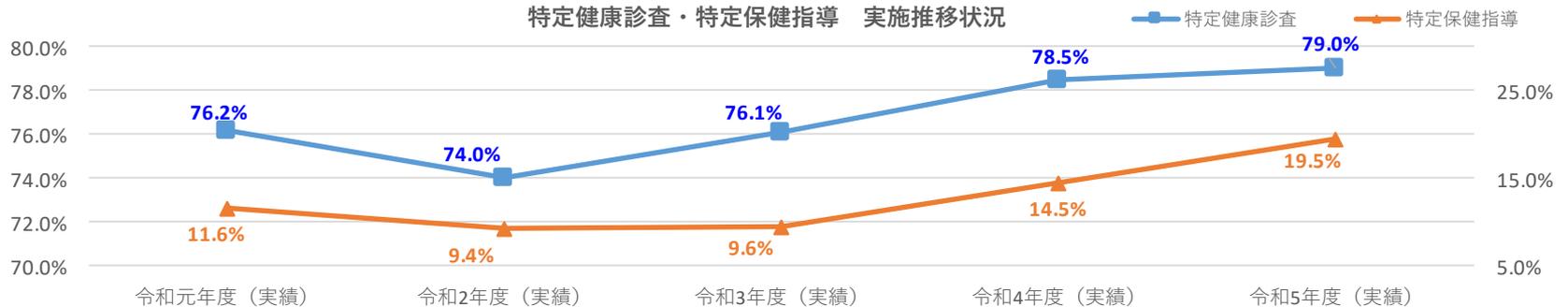
□ 令和6年度訪問（オンライン）事業実施状況

	令和6年4～12月		令和5年4～12月		前年比	
担当者面談訪問	49社	96名	19社	59名	257.9%	162.7%
特定保健指導	127社	332名	117社	345名	108.5%	96.2%
小計	176社	428名	136社	404名	129.4%	105.9%
事業所依頼型健康教室	0社	0名	0社	0名	-%	-%
健保主催健康教室	164社	423名	93社	384名	176.3%	110.2%
禁煙チャレンジ健康教室	1社	15名	0社	0名	-%	-%
小計	165社	438名	93社	384名	177.4%	114.1%
合計	341社	866名	229社	788名	148.9%	109.9%

□ 令和5年度訪問（オンライン）事業実施結果

令和5年度		令和4年度		前年比	
25社	68名	7社	20名	357.1%	340.0%
144社	451名	119社	389名	121.0%	115.9%
169社	519名	126社	409名	134.1%	126.9%
1社	26名	0社	0名	-%	-%
151社	442名	139社	331名	108.6%	133.5%
0社	0名	1社	3名	-%	-%
152社	468名	140社	334名	108.6%	140.1%
321社	987名	266社	743名	120.7%	132.8%

特定健康診査・特定保健指導 実施推移状況



※グラフは令和5年度から過去5カ年の推移状況

令和6年12月末日現在

一 般 勘 定					
収		入	支		出
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1. 健康保険収入	37,217,951,290	円 予算に対し 65.8% 収入	1. 事務所費	470,596,350	予算に対し 59.6% 支出
一般保険料	37,197,888,692	6年3月分～11月分 予算に対し 65.8% 収入	2. 組合会費	988,162	予算に対し 30.6% 支出
国庫負担金収入	20,062,598		3. 保険給付費	18,713,280,792	予算に対し 62.4% 支出
2. 調整保険料収入	518,003,786	6年3月分～11月分 予算に対し 65.7% 収入	療養給付費	16,568,456,913	6年3月分～10月分 診療費 予算に対し 61.8% 支出
3. 繰越金	3,335,720,000		現金給付費	2,144,823,879	6年4月分～12月分 現金給付費 予算に対し 67.8% 支出
4. 繰入金	1,110,534,500		4. 納付金	17,610,283,528	予算に対し 66.4% 支出
5. 国庫補助金収入	116,091,000		5. 保健事業費	1,581,521,374	予算に対し 46.3% 支出
6. 特定健康診査等事業収入	105,133,000	予算に対し 50.4%	6. 還付金	6,161,805	予算に対し 117.2% 支出
7. 出産育児交付金	15,018,150	予算に対し 66.7% 支出	7. 営繕費	5,057,910	予算に対し 7.3% 支出
8. 財政調整事業交付金	375,088,400	予算に対し 121.0%	8. 財政調整事業拠出金	405,081,434	予算に対し 51.4% 支出
9. 雑収入	153,605,777	予算に対し 75.6% 収入	9. 連合会費	21,528,431	予算に対し 95.9% 支出
利子収入	2,104,978	予算に対し 343.4% 収入	10. 積立金	0	
施設利用料	91,088,300	予算に対し 56.7% 収入	11. 雑支出	1,891,040	予算に対し 63.5% 支出
返納金	32,764,379	過年度における保険給付金 過誤払いに関する返納金			
不用財産等売払代	0				
その他	27,648,120	第三者行為による求償収入金 等その他の雑収入			
合 計	42,947,145,903 円	予算に対し 68.6% 収入	合 計	38,816,390,826 円	予算に対し 62.0% 支出
令和6年12月末日 収支残高			4,130,755,077 円		

介護勘定

令和6年12月末日現在

収 入			支 出		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1. 介護保険収入	4,865,915,159 円	6年3月分～11月分 介護保険料 予算に対し 65.2% 収入	1. 介護納付金	5,020,157,146 円	予算に対し 66.7% 支出
2. 繰越金	269,760,000	予算に対し 100.0% 収入	2. 還付金	880,327	予算に対し 127.2% 支出
3. 雑収入	164,477	予算に対し 322.5% 収入			
利子収入	164,477	予算に対し 365.5% 収入			
雑収入	0				
合 計	5,135,839,636 円	予算に対し 66.4% 収入	合 計	5,021,037,473 円	予算に対し 64.9% 支出

令和6年12月末日 収支残高 114,802,163 円

令和6年度収入支出決算見込

一 般 勘 定				令和6年12月末現在				単位：千円
収		入		支		出		
科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足	科 目	決算見込額	予 算 額	過 不 足	
1. 健康保険収入	57,141,219	56,555,656	585,563	1. 事務所費	694,702	789,376	△ 94,674	
2. 調整保険料収入	794,421	788,359	6,062	2. 組合会費	1,538	3,230	△ 1,692	
3. 繰越金	3,335,720	3,335,720	0	3. 保険給付費	28,191,619	29,981,780	△ 1,790,161	
4. 繰入金	1,177,101	1,177,101	0	4. 納付金	26,415,404	26,516,864	△ 101,460	
5. 国庫補助金収入	127,901	13,992	113,909	5. 保健事業費	3,223,269	3,415,813	△ 192,544	
6. 特定健康診査等収入	192,742	208,619	△ 15,877	6. 還付金	6,939	5,259	1,680	
7. 出産育児交付金	22,526	22,526	0	7. 営繕費	36,324	68,972	△ 32,648	
8. 財政調整事業交付金	428,929	310,000	118,929	8. 財政調整事業拠出金	792,693	788,359	4,334	
9. 雑収入	225,681	203,119	22,562	9. 連合会費	21,528	22,459	△ 931	
				10. 積立金	20,000	20,000	0	
				11. 雑支出	2,265	2,980	△ 715	
				12. 予備費	0	1,000,000	△ 1,000,000	
収入合計	63,446,240	62,615,092	831,148	支出合計	59,406,281	62,615,092	△ 3,208,811	
經常収入合計	57,664,800	57,065,851	598,949	經常支出合計	58,577,169	60,757,687	△ 2,180,518	

	決算見込額	予 算 額	過 不 足
収入支出差引額	4,039,959	0	4,039,959
經常収入支出差引額	△ 912,369	△ 3,691,836	2,779,467

令和6年度末 財産保有見込状況（一般勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	2,194,345
別 途 積 立 金	0
繰 越 金	1,841,614
財政調整事業繰越金	4,000
合 計	4,039,959

その他の財産保有見込状況

単位：千円

種 別	金 額
土 地	678,075
建 物	605,564
備 品 等	27,018
合 計	1,310,657

準備金・別途積立金の保有見込状況

単位：千円

	令和5年度末残高	令和6年度中の減少額	令和6年度中の増加額	令和6年度末予定残高
準 備 金	31,256,347	1,104,820	2,194,345	32,345,872
別 途 積 立 金	0	0	0	0
合 計	31,256,347	1,104,820	2,194,345	32,345,872

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令和5年度末	令和6年度末
準 備 金 保 有 率	474.14	472.51

令和6年度末 財産保有見込状況（介護勘定分）

決算残金処分予定額

単位：千円

種 別	金 額
準 備 金	241,558
繰 越 金	0
合 計	241,558

準備金の保有見込状況

単位：千円

	令和5年度末残高	令和6年度中の減少額	令和6年度中の増加額	令和6年度末予定残高
準 備 金	2,519,288	0	241,558	2,760,846

準備金保有率の見込状況

単位：%

	令和5年度末	令和6年度末
準備金保有率 (介護勘定再掲)	426.10	441.61

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏洩、その他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置であり、健保組合に対しては原則、特定個人情報保護評価が義務付けられています。

特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討による主な改正事項

1. 「特定個人情報に関する重大事故」等の定義変更

漏えい等が発生した特定個人情報に係る本人の数が少人数であっても、その内容が国民の不安を招く事案については、より詳細な評価書種別による評価の再実施を求めることとした。

2. 「緊急時の事後評価」の適用及び実施時期の明確化

① 次の2点について明確化

- ・ 一定の緊急性がある場合で、既に個人番号利用事務等として定着している事務を実施する場合は原則通り事前評価を実施すべきであること。
- ・ 事前評価が困難である場合についても、困難が解消された時点などに可及的速やかに評価を実施すべきであること。

② 緊急時の事後評価を適用し、提出又は公示した評価書についてはその旨及びその理由を記載するよう基礎項目評価書の様式を改正。

3. 基礎項目評価の実効性強化・人為的ミスに関するリスク対策強化

マイナンバー制度全体のリスク対策の底上げを促すとともに、人為的ミスに関する対策を強化するため、基礎項目評価書の様式を改正。

別添資料「特定個人情報保護評価書 新旧項目対照表」のとおり評価書を変更いたしますのでご報告いたします。なお、組合会後は、個人情報保護委員会へ提出し、公表することとしております。

1. 特定個人情報保護評価書 (基礎項目評価書)
2. 特定個人情報保護評価書 (重点項目評価書)

マイナンバーカードと保険証の一体化、保険証廃止に至るこれまでの取組

令和6年12月2日に保険証が廃止（新規発行停止）され、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みへ移行しました。電機健保ではこの間、加入者の皆様が安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただくため、国からの通知に基づいた、登録データの全件再確認、全加入者への「資格情報のお知らせ」の送付等の対応について、事業主・ご担当者様のご協力のもと実施をまいりました。

また、事業所や加入者への送付物や講演会等のあらゆる機会を活用し、「マイナンバーの提出」「マイナンバーカードの保険証利用登録」「マイナ保険証利用」にかかる広報・周知に努め、医療DXの基盤となるマイナ保険証の利用を強力に推進してまいりました。

令和5年度	令和6年度	
<ul style="list-style-type: none"> データ登録誤りの疑いにかかる確認 マイナンバー未収録者にかかる確認 登録済データの住民基本台帳との全件再確認 	《8月》 ・資格情報のお知らせ一括交付 （令和6年6月以前加入者）	《12月》 ・保険証廃止（新規発行停止） ・資格確認書の交付対応開始 ・資格情報のお知らせ一括交付 （令和6年7月以降加入者）
《マイナンバーの提出・マイナ保険証利用登録・マイナ保険証利用にかかる周知・広報等》 ・健康管理委員講演会・算定説明会等を利用した事業所担当者に向けた周知・依頼 ・事業所・加入者に対する送付物へのマイナ保険証利用にかかるチラシの同封 ・マイナンバー未提出者にかかる提出勧奨・督促		

マイナ保険証利用にかかる当組合の現状

電機健保加入者のマイナ保険証利用登録率については、長く60%台前半を推移しておりましたが、現在、登録率は68.9%まで上昇しております。また、外来レセプトによるマイナ保険証利用率については、事業主・ご担当者様のご理解ご協力により、全国平均を上回っており、直近（2024年11月）では26.64%にまで上昇するなど、東京都に所在する加入者5万人以上の大規模健保組合としては4番目の高順位となっております（うち総合型健保組合においては1位）。

<参考1>マイナ保険証利用登録率

	令和6年 1月	4月	7月	10月	12月
電機健保	60.8%	61.3%	62.7%	65.9%	68.9%

<参考2>マイナ保険証利用率

	令和6年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
全国平均	10.99%	12.83%	14.85%	16.47%	19.55%	23.21%
電機健保	12.79%	14.20%	16.34%	19.50%	22.77%	26.64%

資格確認書の交付状況

保険証廃止後、マイナ保険証を利用できない新規加入者については、資格取得届または被扶養者異動届の提出の際、「資格確認書交付申請書」を添付していただくことで、資格確認書を交付する運用としております。

なお、令和6年12月中旬に資格取得届等の処理を行った新規加入者について、「資格確認書交付申請書の有無」および「医療保険者等向け中間サーバーから提供された月次情報（12月末時点）によるマイナ保険証の利用登録状況」について確認を行ったところ、新規加入者にかかる届出数1,004名に対し、資格確認書交付申請書が添付されていたものは327名（届出数に対し32.56%）、そのうち中間サーバーからの情報により、既にマイナ保険証利用登録済みであることが確認できた方（本来、資格確認書の交付は必要ないと思われる方）は143名（資格確認書の申請数に対し43.73%）となっております。

	本人	家族	合計
新規加入者にかかる届出	617名	387名	1,004名
資格確認書交付申請書添付あり	181名	146名	327名
【後日確認】マイナ保険証利用登録あり	83名	60名	143名

資格確認書については、マイナ保険証を利用することができない方に対し発行するものとされているところ、マイナ保険証の利用登録を行っているにもかかわらず、資格確認書交付申請書が添付されているケースが多数生じております。

新規加入者に対する、入社前からのマイナ保険証利用登録に向けた効果的な周知方法を検討するとともに、事業主ご担当者様に対して、資格取得届等の提出時に、マイナンバーカードの取得状況およびマイナ保険証利用登録状況の確認を的確に行っていただくことの必要性について、改めて周知・依頼を行ってまいります。

保険証の完全廃止に向けた今後の取り組み

■さらなるマイナ保険証利用登録率・マイナ保険証利用率向上に向けた周知・広報の強化

マイナ保険証の利用により、加入者が質の高い医療を享受することが可能となることから、電機健保では「医療DXの推進」＝「マイナ保険証への切替促進により資格確認書交付対象者を減らす取り組み」と位置づけ、さらなるマイナ保険証利用登録率およびマイナ保険証利用率向上に向け、KENPOだよりやホームページ等を活用した「マイナ保険証利用登録方法」および「マイナ保険証利用のメリット」等に関する広報・周知を強化してまいります。

また新規加入者に対しては、事業主ご担当者様と連携したマイナ保険証利用登録に向けた取り組みを実施するとともに、資格確認書の交付申請に対しては、交付申請書に基づいた申請理由の確認により、やむを得ずマイナ保険証が利用できない方への適正な交付に努めてまいります。

■資格確認書の職権一括交付にかかる的確な実施

令和6年12月1日以前からの加入者（保険証をお持ちの方）については、本年12月1日に保険証の経過措置期間が終了するため、マイナ保険証の利用登録をしていない等、マイナ保険証が利用できない状況にある方に対しては、切れ目なく保険診療が受けられるよう、経過措置期間終了前に中間サーバーからの情報により対象者を抽出し、職権により「資格確認書」を交付することとされております。（電機健保では、本年11月頃に事業主経由での配付を予定しております。）

なお、現状のマイナ保険証利用登録率は70%に満たない状況であり、残りの約30%の方（50,000名以上）に対する交付が想定されております。資格確認書の一括交付対象者については「真にやむを得ずマイナ保険証が利用できない状況にある方」となるよう、事前にマイナ保険証利用登録にかかる周知・広報に取り組み、対象者の減少に努めてまいります。

■マイナ保険証をすみやかに安心して利用していただくための環境整備

・正確かつ迅速なデータ登録のための事務処理体制の確立

今後、加入者がすみやかに安心してマイナ保険証を利用していただくためには、新規加入時に届出された情報を迅速にオンライン資格確認へデータ登録する必要があることから、当組合においては、正確で効率的な事務処理体制を確立し、届出の受付から5日以内のデータ登録完了の遵守に努めてまいります。

・正確かつ迅速なデータ登録に向けた事業所への周知・広報

新規加入者にかかる正確・迅速なデータ登録を可能とするため、事業主・ご担当者に対しては、正確なマイナナンバーの記載、事実発生から5日以内の届出の必要性について改めて周知をするとともに、届出にかかる期間短縮を可能にするため「電子申請」および「事前点検」の活用促進に努めてまいります。

・「資格情報のお知らせ」の電磁的な交付方法の検討

「資格情報のお知らせ」については、加入者個人に対する健康保険の記号番号等の資格情報を通知するものであるとともに、受診時にマイナ保険証の利用が可能になったことをお知らせするものであることから、加入者個人への迅速な通知を可能とするため、現在の紙でのお知らせから、マイヘルスウェブを活用した電磁的なお知らせ方法への切替を検討してまいります。

電機健保では、医療DXを推進するため、加入者のマイナ保険証利用登録および利用促進に向けた周知・広報を強化するとともに、加入者がすみやかにかつ安心してマイナ保険証を利用できる環境の構築に向け全力で取り組んでまいります。事業主ご担当者様のご理解ご協力を、引き続き宜しくお願い申し上げます。

健康保険料等滞納状況

令和7年1月末現在

単位：円

	記号	事業所名	滞納金額				合計	備考
			一般保険料	調整保険料	介護保険料	延滞金		
現存事業所	-	滞 納 事 業 所 な し						
	小計	事業所数 0					0	前年度同時期 0件 ￥0-
全喪事業所	-	滞 納 事 業 所 な し						
	小計	事業所数 0					0	前年度同時期 1件 ￥1,656,968-
総計		事業所数 0					0	前年度同時期 1件 ￥1,656,968-

※「全喪事業所」＝事業の廃止、解散、合併等により当健保組合から脱退した事業所

去る令和6年10月7日、当組合直営保養所 オレンジドームゆがわらにて「第16回 保健事業推進委員会」を開催し、事務局より下記事項を提案し協議のうえ答申をいただきました。その中で新規事業(1)「契約スポーツクラブの拡充について」の提案において、委員の皆様より当該施設の安全面・衛生面等への不安についてご指摘・ご意見をいただいたことから、事務局にて改めて調査を行いました。懸念事項については特段の支障がないことを確認したうえで、同年12月、書面にて「第17回臨時保健事業推進委員会」を開催し、懸念事項の調査・検証結果の報告と併せ、改めて契約スポーツクラブの拡充について提案し、審議の結果、原案どおり承認されました。答申をいただきました各提案につきましては、理事会において承認を得ましたのでご報告いたします。

◎直営保養所の料金改定および令和7年度新規・廃止保健事業（案）

直営保養所の料金改定

※詳細については別添資料3「第16回及び第17回 臨時保健事業推進委員会結果（答申）」をご参照ください。

提案事項	提案概要
直営保養所の料金改定について	昨今の人件費や食材費などの高騰により直営保養所の運営経費が大幅に増大している状況となっており、また、当組合の保養所利用料金は、他健保組合と比較しても低い水準にあることから、直営保養所利用料金の引き上げを行いたいことについて。

直営保養所の利用料金改定(案)として下記の事項を提案いたしました。

	組合員大人	一般大人	小人	幼児	
現行	5,000円	7,000円	4,000円	1,000円	
改定案①	6,000円	9,000円	4,000円	1,000円	組合員大人を1,000円、一般大人を2,000円値上げとした場合（小人・幼児は変更なし）
改定案②	6,000円	9,000円	4,500円	1,000円	組合員大人を1,000円、一般大人を2,000円、小人を500円値上げとした場合（幼児は変更なし）
改定案③	6,000円	10,000円	4,000円	1,000円	組合員大人を1,000円、一般大人を3,000円値上げとした場合（小人・幼児は変更なし）

新規事業

提案事項	提案概要
(1) 契約スポーツクラブの拡充について	加入員の健康習慣づくりに寄与するため、現在スポーツクラブ5社と法人契約を締結しており、加入員より自宅周辺に店舗があり費用が安価なスポーツクラブとの契約希望の声が多数寄せられていることから、スポーツクラブc h o c o Z A P（チョコザップ）と契約したいことについて。
(2) ロコモティブシンドローム対策の取り組みについて	「ロコモティブシンドローム（運動器の障害によって移動機能が低下し、要介護になるリスクが高まる状態のこと）」（以下：ロコモ）対策について国においても重要視されていることから、令和7年度は広報誌や動画の掲載による認知度向上、eラーニングの実施等をおしてロコモ対策に特化した取り組みを実施したいことについて。

廃止事業

提案事項	提案概要
新型コロナウイルスワクチン接種補助廃止について	令和6年度より全額公費負担の「臨時接種」から全額自己負担の「任意接種」、または高齢者を対象とした「定期接種」へと移行されたことに伴い、その費用の一部を補助することを目的として実施したが、開始当初より時限的な事業として実施することとしていたことから、今年度をもって廃止したいことについて。

答申内容	<p>直営保養所の料金改定については運営コストの上昇はやむを得ず、また、他健保組合保養所との均衡からみても利用料金改定は必要と考える。しかしながら改定案③は利用者の3割を占める一般大人料金の大幅な値上げは利用者数の大幅な減少につながり、改定案②はファミリー層に影響するほか、小人利用者は全体の8%程度であり値上げによる効果が見込めないことから、改定案①の組合員大人を1,000円、一般大人を2,000円値上げとすることが適当である。</p> <p>また新規事業（1）「契約スポーツクラブの拡充について」は、加入員の運動習慣づくりに寄与できる事業であり、当該施設は安全面・衛生面においても利用に支障がないと考えられることから、実施を承認する。ただし、導入後の利用件数及び費用の検証等、翌年度にその投資対効果を事務局において検証すること。</p> <p>新規事業（2）「ロコモティブシンドローム対策の取り組みについて」は、医療費の削減等につながることから必要な取り組みであるため実施を承認する。ただし、「ロコモティブシンドローム」について加入員に浸透するよう分かりやすく広報を実施するとともに、より具体的な対策及び取り組みについて検討すること。</p> <p>廃止事業「新型コロナウイルスワクチン接種補助廃止について」は、当初より時限的な事業として実施するとしていたところであり、海外におけるアフターコロナの状況を見ても、ワクチン追加接種はひとつの区切りにきていると考える。当事業は本年度末をもって廃止することを承認する。</p>
------	---

去る令和6年12月9日、当健保会館5階会議室にて「保険料率等検討委員会（委員長 高橋 誠 理事）」を開催し、事務局より下記事項を説明、提案し協議を行いました。

一般勘定

※詳細については別添資料4「保険料率設定に係る保険料率等検討委員会の検討結果」をご参照ください。

1. 健保組合を取り巻く情勢等	急速な高齢化、及び生産年齢人口の急減が見込まれる状況下での、高齢者拠出金の増高等に伴う健保組合への財政影響の見通し等について報告。
2. 電機健保の財政面における現状と課題	標準報酬月額の高調な伸びにより、経常収支差引額が予算時より大きく改善する見込みであることなど、令和6年度決算見込みの詳細を報告。
3. 令和6年度決算見込み	
4. 高齢者拠出金の推移状況と見通し	
5. 保険給付費の推移状況	団塊世代の後期高齢者移行に伴う高齢者拠出金の急増見通し、医療の高度化等により更なる増加が見込まれる医療費の状況等を報告の上、令和7年度予算（試算）を説明。併せて、当組合及び協会けんぽにおける今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測について説明。
6. 令和7年度予算(試算)	
7. 今後10年間の準備金残高・保有率の推移予測	
8. 令和7年度の一般保険料率設定に係る事務局案	上記情勢や現況等を踏まえた令和7年度一般保険料率の事務局案を提案。

介護勘定

1. 介護保険制度を取り巻く情勢等	85歳以上人口の急増等により介護給付費及び介護納付金が右肩上がりに増加している情勢、並びに介護概算納付金及び精算額の推移等について報告。また、介護保険料率設定時の新たな参考数値となる「参考料率」(※)の概要について説明。
2. 決算見込等に係る基礎数値の見込	一般勘定と同様、収入の基盤となる平均標準報酬月額が高調な伸びを示したことなど、令和6年度決算見込みを報告。
3. 令和6年度決算見込み	
4. 令和7年度予算(試算)	料率を維持した場合、並びに引き下げた場合の令和7年度末準備金残高及び保有率の状況について説明。併せて、令和8年度精算額（令和6年度分）のシミュレーション、並びに直近での均衡保険料率を報告の上、令和7年度予算（試算）を説明。
5. 令和8年度精算額のシミュレーション	
6. 令和7年度の介護保険料率設定に係る事務局案	上記情勢や現況等を踏まえた令和7年度介護保険料率の事務局案を提案。

(※) 「参考料率」については、次ページをご参照ください。

参考料率

令和7年度予算編成通知において、介護保険料率設定時の参考とするよう厚労省より新たに示されたもので、被用者保険分の介護納付金総額（概算納付金総額から精算額総額及び調整金額総額を差し引いた額）を第2号被保険者の標準報酬・賞与見込総額で機械的に割ることで算出した料率。料率設定への使用は強制ではない。

【参考】令和6年度ベースでの参考料率：17.1%（健保組合・平均介護保険料率17.8%）

参考料率の使用による効果

	現行の料率設定	参考料率で設定
影響・効果	・協会けんぽを含め、個々の保険者で設定料率の考え方が違うため、差が生じている（単年度で収支を均衡、安定運営・複数年固定など）	・国が示す数値を参考に料率設定ができ、説明根拠となる ・保険者間の料率設定の差の縮小につながる
組合会議決	・料率を含めた予算を組合会で議決	・料率を含めた予算を組合会で議決することは必要だが、説明負担の軽減により、審議等を簡略化できる（形式的な議決）
その他 （留意点等）	・安定的な料率設定が可能（見通し等を踏まえ高めに設定し、数年間料率を維持など）	・国が示す数値を参考に料率設定することで、毎年度、料率が変わる（上昇・低下） ⇒健保組合、事業主等の意識転換、理解醸成が必要

前ページの報告及び提案、並びに上記説明を受け検討した結果、下記事務局案が承認可決されました。

答申内容	① 一般勘定 保険料率設定	令和7（2025）年度は <u>95%に据え置き</u>
	② 介護勘定 保険料率設定	令和7（2025）年度は 18.0%から <u>17.5%に引き下げ</u>
	③ 介護勘定 参考料率	今後の料率設定に使用することを前提とし、その時期については、収支シミュレーションの実施により準備金保有状況を慎重に見極めながら当委員会でも検討していく。

事業所名称変更等による組合規約の一部改正

報告事項 (9)
(理事長専決事項)

【 名 称 変 更 】

変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
岩 崎 電 気 株 式 会 社 秩 父 工 場	株 式 会 社 秩 父 イ ワ サ キ	令 和 6 年 4 月 1 日
岩 崎 電 気 株 式 会 社 桜 川 工 場	株 式 会 社 ア イ ・ ラ イ テ ィ ン グ ・ シ ス テ ム	令 和 6 年 4 月 1 日
F O C 株 式 会 社	A M I D U S . 株 式 会 社	令 和 6 年 5 月 1 日
株 式 会 社 a s e	株 式 会 社 ア マ ダ ナ ス ポ ー ツ エ ン タ テ イ ン メ ン ト	令 和 6 年 6 月 1 日
緑 屋 照 英 社 株 式 会 社	株 式 会 社 照 英 社	令 和 6 年 7 月 1 日
昭 和 K D E 株 式 会 社 庄 原 工 場	昭 和 K D E 株 式 会 社 広 島 工 場 庄 原 製 造 所	令 和 6 年 7 月 1 日
ア ー チ 株 式 会 社	K M エ ー ジ ェ ン シ ー 株 式 会 社	令 和 6 年 8 月 5 日
事 業 所 数	7 社	

【 所在地変更 】

変更後	変更前	事業所名称	変更年月日
東京都千代田区六番町10-2	東京都新宿区四谷1-8-8	K a u U P 株式会社	令和5年8月1日
茨城県桜川市高森1121-11	埼玉県鴻巣市赤城台212-10	岩崎電気株式会社 桜川工場	令和6年4月1日
東京都千代田区神田猿楽町2-2-13	東京都千代田区神田小川町2-1-7	株式会社 テクノプラン	令和6年4月2日
東京都渋谷区神宮前6-19-13	東京都千代田区麴町3-3-4	F O C 株式会社	令和6年5月1日
山形県酒田市卸町2-13	山形県鶴岡市宝田3-4-10	庄内オリエンタルモーターテック株式会社	令和6年5月7日
神奈川県横浜市都筑区中川中央1-9-32	東京都渋谷区渋谷3-6-7	ボッシュセキュリティシステムズ株式会社	令和6年5月27日
岡山県岡山市中区下80-3	岡山県岡山市東区城東台東1-2-2	株式会社 エトーインダストリー	令和6年5月27日
東京都大田区平和島4-1-23	東京都世田谷区玉川台1-4-1	株式会社東通クリエイティブ・ビジョン	令和6年6月1日
東京都新宿区新宿5-3-8	東京都渋谷区神南1-5-6	株式会社 a s e	令和6年6月1日
東京都品川区上大崎2-15-19	東京都千代田区神田駿河台2-9	セールス・オンデマンド株式会社	令和6年6月3日
東京都台東区小島2-3-7	東京都台東区台東3-33-3	エース照明株式会社	令和6年6月12日
東京都品川区南大井6-11-12	東京都品川区二葉2-17-2	庄司電気株式会社	令和6年7月1日
東京都港区虎ノ門4-1-40	東京都墨田区石原3-2-3	株式会社 玉光堂	令和6年7月16日
東京都港区虎ノ門4-1-40	東京都港区赤坂4-5-21	株式会社玉光堂ホールディングス	令和6年7月16日
東京都中央区日本橋本町4-7-10	東京都千代田区岩本町1-1-5	新星商事株式会社	令和6年8月23日
東京都千代田区外神田1-14-3	東京都千代田区外神田3-13-7	田中無線電機株式会社	令和6年8月28日
東京都渋谷区代々木3-22-7	東京都千代田区神田紺屋町7	株式会社 シーシーディ	令和6年10月1日
事業所		数	
		17社	

【 削 除 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	削 除 年 月 日
株式会社モード・エ・ジャコモ	東京都中央区新川1-17-25	荻 津 知 宏	0	会 社 解 散	令和6年4月30日
株式会社東京抵抗社	東京都千代田区神田平河町1番地	金 子 浩 幸	5	会 社 解 散	令和6年6月11日
株式会社三築緑屋システム	東京都北区東十条3-4-3	岡 野 和 弘	12	会 社 合 併	令和6年7月1日
株式会社ジービーエス	東京都港区芝公園2-4-1	榎 本 一 郎	0	会 社 解 散	令和6年7月11日
株式会社ジービーエスシステムズ	東京都港区芝公園2-4-1	榎 本 一 郎	0	会 社 解 散	令和6年7月11日
住電オプコム株式会社	神奈川県横浜市栄区飯島町112	岡 本 和 弘	102	会 社 合 併	令和6年10月1日
株式会社多賀製作所	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1577	長 谷 川 紳 也	34	会 社 合 併	令和6年10月1日
事 業 所 数	7社	被 保 険 者 数	153名		

【 加 入 事 業 所 】

事 業 所 名 称	所 在 地	代 表 者	人数	事 由	加 入 年 月 日
オーエスエレクトロロダバイセズ株式会社	東京都台東区上野3-16-2	宇 野 信 一	1	新 規 適 用	令和6年6月1日
事 業 所 数	1社	被 保 険 者 数	1名		

直営保養所の料金改定並びに令和7年度新規及び廃止保健事業（案）

去る令和6年10月に開催しました「第16回 保健事業推進委員会」、及び同年12月の「第17回臨時保健事業推進委員会」において事務局より提案し、協議のうえ答申をいただいた事項について、理事会にて承認を得ましたので、下記のとおりご提案いたします。

○直営保養所の料金改定（案）

【改定案】 ・現行の利用料金について令和7年6月より組合員大人を1,000円、一般大人を2,000円値上げいたしたい。

直営保養所名称	改定時期	利用料金				
		組合員大人	一般大人	小人	幼児	
オレンジドームゆがわら	令和7年6月1日より	現行	5,000円	7,000円	4,000円	1,000円
		改定案	6,000円	9,000円	4,000円	1,000円


組合員大人を1,000円、一般大人を2,000円値上げ
 ※小人・幼児は料金改定せず据え置き

○新規事業（案）

(1) 契約スポーツクラブの拡充について

【実施案】 ・運動習慣のきっかけ作りを目的とし、スポーツクラブの新たな選択肢としてchocoZAP（チョコザップ）と法人契約を締結いたしたい。

実施方法	スポーツクラブ事業者（chocoZAP）と法人契約を締結
対象者	被保険者・被扶養者
費用	年会費 2,000,000円（税抜）
契約によるメリット	通常、月会費2,980円（税抜）のところ、当組合加入員が入会すると月会費 2,500円 （税抜）で利用が可能 ※入会金・事務手数料無料

(2) ロコモティブシンドローム対策の取り組みについて

【取り組み内容】 ・令和7年度はロコモ対策に特化した以下5点について実施いたしたい。

①	ロコモの認知度向上を図るため、ロコモについての説明や対策、ロコモ度チェックや効果的な食事レシピについて広報誌に掲載
②	筋力低下による症状悪化を防ぐことを目的として、MHWにて「筋肉の衰え改善」等の動画を掲載
③	MHWウォーキングキャンペーンにロコモ対策を絡めて実施し、歩数に応じて家庭薬幹旋販売商品の購入に利用可能な補助券を配布 当該家庭薬幹旋販売商品のなかにロコモ対策商品を入れ、骨粗しょう症になるリスク低減を目的とした商品等を導入
④	健診結果から運動習慣にリスクを抱える対象者を抽出し、eラーニング「転倒予防のためのトレーニング（ロコモ対策）（仮）」を実施
⑤	ロコモの三大原因疾患のひとつである骨粗しょう症について、早期発見・早期治療につなげることを目的に骨密度検査等の拡充の検討

○廃止事業（案）

新型コロナウイルスワクチン接種補助廃止

【事業概要】 ・開始当初より時限的な事業として実施することとしており、今年度をもって廃止といたしたい。

対象者	補助回数	補助額	実施方法
被保険者 及び 被扶養者	年度内 1回	1,000円	インフルエンザ予防接種補助金と同様、事業所取りまとめによる補助金申請の方法により実施する。 事業所・組合双方の事務省力化のためマイヘルスウェブからの補助金申請の方法に限定する。

事業所加入等による組合規約の一部改正（案）

【 加 入 事 業 所 】

事業所名称	所在地	代表者	人数	事由	加入年月日
U T ハイテス株式会社	茨城県日立市国分町1-1-1	原 孝 司	622	加入促進	令和7年4月1日
事業所数	1社	被保険者数	622名		

【 削 除 事 業 所 】

事業所名称	所在地	代表者	人数	事由	削除年月日
株式会社高砂製作所	神奈川県川崎市高津区溝口1-24-16	安 城 真 哉	214	親会社加入の健保へ編入のため脱退	令和7年4月1日
事業所数	1社	被保険者数	214名		

【改正事案1】

改正高年齢者雇用安定法（平成25年4月1日施行）における経過措置として、就業規則第56条で規定する継続雇用制度対象者の基準制度が令和7年3月31日を以って終了となることから、当該条文を改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
就業規則 改正		
第56条	経過措置期間終了に伴う条文改正	令和7年4月1日

【改正事案2】

育児・介護休業法の改正（令和6年5月29日交付）を受け、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため「育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」及び「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」を一部改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
育児休業及び育児短時間勤務に関する規程 改正		
第15条、第17条、第19条、様式11	所定外労働の制限の対象拡大、子の看護休暇の見直し等	令和7年4月1日
介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 改正		
第13条	育児休業及び育児短時間勤務に関する規程の改正に伴うもの	令和7年4月1日

【改正事案3】

直営保養所の利用料金改定および新型コロナウイルス予防接種補助の廃止に伴い、所定の規程の一部を改正するものです。

該当条文	改正内容	改正年月日
健康増進事業にかかる補助金支給規程 改正		
別表	新型コロナウイルス予防接種補助の廃止に伴う削除	令和7年4月1日
直営保養所利用規程 改正		
別表（2）	利用料金改定に伴う修正	令和7年6月1日

新	旧
<p>就業規則 【改正】</p> <p>第1条～第55条（略）</p> <p>（定年退職者の継続雇用） <u>第56条 定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、満65歳までこれを継続雇用する。</u></p> <p>2. 前項の雇用期間は1年毎に見直すものとし、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。（第56条）</u></p>	<p>就業規則</p> <p>第1条～第55条（略）</p> <p>（定年退職者の継続雇用） <u>第56条 前条により退職した者については、本人が希望し解雇理由又は退職事由に該当しないものであって、労使協定の定めるところにより、下記基準のいずれも該当する者については、1年を超えない範囲で任期を定め65歳まで継続雇用する。この場合に於いて、下記の期間における当基準の適用は、それぞれの年齢以上の者を対象に行うものとする。</u></p> <p><u>平成25年3月1日～平成25年3月31日迄の期間は60歳以上を対象にする。</u> <u>平成25年4月1日～平成28年3月31日迄の期間は61歳以上を対象にする。</u> <u>平成28年4月1日～平成31年3月31日迄の期間は62歳以上を対象にする。</u> <u>平成31年4月1日～平成34年3月31日迄の期間は63歳以上を対象にする。</u> <u>平成34年4月1日～平成37年3月31日迄の期間は64歳以上を対象にする。</u></p> <p><u>基準 (1) 過去3年間の平均人事考課、業務考課が「B以上」であること。</u> <u>(2) 勤労意欲に富み、引き続き勤務することを希望している者。</u> <u>(3) 過去3年間の出勤率が90%以上であり、無断欠勤がない者。</u> <u>(4) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題ないこと。</u></p> <p>2. 前項の雇用期間は1年毎に見直すものとし、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p>

新	旧
<p>育児休業及び育児短時間勤務に関する規程 【改正】</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（育児のための所定外労働の免除）</p> <p>第15条</p> <p>1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には、業務に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）免除に係る子が、<u>小学校入学の始期に達した場合</u> 当該<u>小学校入学の始期に達した日</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第16条（略）</p> <p>（子の看護等休暇）</p> <p>第17条</p> <p>1 小学校第3学年終了までの子を養育する職員は、次に定める<u>当該子の世話等</u>のために、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇申出書（育児様式11）を提出することにより子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>一 <u>負傷し、又は疾病にかかった子の世話</u></p> <p>二 <u>当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</u></p> <p>三 <u>感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</u></p> <p>四 <u>当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</u></p> <p>2 子の看護等休暇は、時間単位で取得することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 子の看護等休暇を受ける間の給与については、看護等休暇を取得した時間に応じて給与より控除する。</p> <p>5 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、子の看護等休暇を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。</p>	<p>育児休業及び育児短時間勤務に関する規程</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（育児のための所定外労働の免除）</p> <p>第15条</p> <p>1 <u>3歳に満たない</u>子を養育する職員が当該子を養育するために申し出た場合には、業務に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、当該免除期間の終了日は、当該各号に掲げる日とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）免除に係る子が、<u>3歳に達した場合</u> 当該<u>3歳に達した日</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>7（略）</p> <p>第16条（略）</p> <p>（子の看護休暇）</p> <p>第17条</p> <p>1 小学校の<u>就学始期に達するまでの</u>子を養育する職員は、<u>負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために</u>、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇申出書（育児様式11）を提出することにより子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>2 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 子の看護休暇を受ける間の給与については、看護休暇を取得した時間に応じて給与より控除する。</p> <p>5 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、子の看護休暇を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。</p>

新	旧
<p>第18条（略）</p> <p>（法令との関係）</p> <p>第19条 育児休業、子の看護等休暇、育児のための所定外労働時間の免除、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。（第15条、第17条、第19条、様式11）</u></p>	<p>第18条（略）</p> <p>（法令との関係）</p> <p>第19条 育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働時間の免除、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p>

新

旧

育児様式11

育児様式11

子の看護等休暇申出書

東京都電機健康保険組合 理事長 殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 部 課
氏 名

私は、育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程に基づき、下記のとおり子の看護休暇の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	(1) 氏名							
	(2) 生年月日							
	(3) 本人との続柄							
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日							
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日							
2 申出理由								
3 取得する日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで							
4 備考	年 月 日～ 年 月 日（1年度）の期間において 育児 対象 人 日 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>取得済日数・時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> <tr> <td>今回申出日数・時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> <tr> <td>残日数・残時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> </table>		取得済日数・時間数	日 時間	今回申出日数・時間数	日 時間	残日数・残時間数	日 時間
取得済日数・時間数	日 時間							
今回申出日数・時間数	日 時間							
残日数・残時間数	日 時間							

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。
3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。
(注2) 取得できる日数は、小学校第3学年終了までの子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

子の看護休暇申出書

東京都電機健康保険組合 理事長 殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 部 課
氏 名

私は、育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程に基づき、下記のとおり子の看護休暇の申出をします。

記

1 申出に係る家族の状況	(1) 氏名							
	(2) 生年月日							
	(3) 本人との続柄							
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日							
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日							
2 申出理由								
3 取得する日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで							
4 備考	年 月 日～ 年 月 日（1年度）の期間において 育児 対象 人 日 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>取得済日数・時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> <tr> <td>今回申出日数・時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> <tr> <td>残日数・残時間数</td> <td>日 時間</td> </tr> </table>		取得済日数・時間数	日 時間	今回申出日数・時間数	日 時間	残日数・残時間数	日 時間
取得済日数・時間数	日 時間							
今回申出日数・時間数	日 時間							
残日数・残時間数	日 時間							

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。
3については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。
(注2) 取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

新	旧
<p>介護休業及び介護短時間勤務に関する規程 【改正】</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第13条</p> <p>1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は、1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程第17条（子の看護等休暇）に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>第14条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。（第13条）</u></p>	<p>介護休業及び介護短時間勤務に関する規程</p> <p>第1条～第12条（略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第13条</p> <p>1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は、1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、育児休業及び育児短時間勤務等に関する規程第17条（子の看護休暇）に該当する場合はこの限りではない。</p>

新

旧

健康増進事業にかかる補助金支給規程 【改正】

第1条～第5条（略）

別表

健康増進事業にかかる補助金の種類及び補助金額

補助金の種類	対 象	補助金額 (限度額)	請求（利用）方法
禁煙外来補助金	被保険者 被扶養者	5,000 円	交付申請書に領収書・診療及び調剤明細書を添付し請求（年度1回限り）（電子申請も可とする）
インフルエンザ 予防接種補助金	被保険者 被扶養者	1,000 円	交付申請書に領収書を添付し請求（年度1回限り）（電子申請も可とする）
プール利用補助金	被保険者 被扶養者	契約料金の 45%（但し 利用者負担 額 100 円未 満は四捨五 入し調整）	施設利用時に「プール施設割引券」にて利用

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。（別表）

健康増進事業にかかる補助金支給規程

第1条～第5条（略）

別表

健康増進事業にかかる補助金の種類及び補助金額

補助金の種類	対 象	補助金額 (限度額)	請求（利用）方法
禁煙外来補助金	被保険者 被扶養者	5,000 円	交付申請書に領収書・診療及び調剤明細書を添付し請求（年度1回限り）（電子申請も可とする）
インフルエンザ 予防接種補助金	被保険者 被扶養者	1,000 円	交付申請書に領収書を添付し請求（年度1回限り）（電子申請も可とする）
<u>新型コロナウイルス 予防接種補助金</u>	<u>被保険者 被扶養者</u>	<u>1,000 円</u>	<u>交付申請書に領収書を添付し 請求（年度1回限り）（電子 申請の方法に限る）</u>
プール利用補助金	被保険者 被扶養者	契約料金の 45%（但し 利用者負担 額 100 円未 満は四捨五 入し調整）	施設利用時に「プール施設割引券」にて利用

新		旧																													
<p>直営保養所利用規程 【改正】</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表(1)（略）</p> <p>別表(2)</p>		<p>直営保養所利用規程</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>別表(1)（略）</p> <p>別表(2)</p>																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保 養 所 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">オレンジドーム ゆがわら</td> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>被扶養者</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>6,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 4,000円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>9,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		保 養 所 名	利 用 料		オレンジドーム ゆがわら	被保険者	1泊2食付 <u>6,000円</u>	被扶養者	1泊2食付 <u>6,000円</u>	小学生	1泊2食付 4,000円	幼児	1泊2食付 1,000円	その他	1泊2食付 <u>9,000円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">保 養 所 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">オレンジドーム ゆがわら</td> <td>被保険者</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>被扶養者</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 4,000円</td> </tr> <tr> <td>幼児</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1泊2食付 <u>7,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>		保 養 所 名	利 用 料		オレンジドーム ゆがわら	被保険者	1泊2食付 <u>5,000円</u>	被扶養者	1泊2食付 <u>5,000円</u>	小学生	1泊2食付 4,000円	幼児	1泊2食付 1,000円	その他	1泊2食付 <u>7,000円</u>
保 養 所 名	利 用 料																														
オレンジドーム ゆがわら	被保険者	1泊2食付 <u>6,000円</u>																													
	被扶養者	1泊2食付 <u>6,000円</u>																													
	小学生	1泊2食付 4,000円																													
	幼児	1泊2食付 1,000円																													
	その他	1泊2食付 <u>9,000円</u>																													
保 養 所 名	利 用 料																														
オレンジドーム ゆがわら	被保険者	1泊2食付 <u>5,000円</u>																													
	被扶養者	1泊2食付 <u>5,000円</u>																													
	小学生	1泊2食付 4,000円																													
	幼児	1泊2食付 1,000円																													
	その他	1泊2食付 <u>7,000円</u>																													
<p>※上記施設において3歳未満で食事を希望する利用者 1泊2食付1,000円</p> <p>※上記施設においての麻雀の利用 1卓につき500円/日</p>		<p>※上記施設において3歳未満で食事を希望する利用者 1泊2食付1,000円</p> <p>※上記施設においての麻雀の利用 1卓につき500円/日</p>																													
<p>附 則</p> <p>この規程は、令和7年6月1日から施行する。（別表（2））</p>																															

介護保険料率の引き下げ及び組合規約の一部改正（案）

1. 介護保険料率の引き下げ

厚生労働省から告示された諸係数（見込値）により算出された令和7年度介護納付金を賄うための保険料率については、令和6年度末の準備金保有額及び保有率（見込）、並びに直近での実質的な均衡保険料率等を総合的に勘案した結果「17.5%」と試算されましたので、以下のとおり介護保険料率を改正いたしたい。

介護保険料率		
	現行	改正
被保険者	9/1,000	8.75/1,000
事業主	9/1,000	8.75/1,000
合計	18/1,000	17.5/1,000

2. 組合規約の一部改正

上記、介護保険料率の改正に伴い、以下の新旧条文対照表のとおり組合規約を一部改正いたしたい。

新	旧
組合規約 第1条～第44条（略） （介護保険料額の負担割合） 第44条の2 介護保険料額の <u>17.5分の8.75</u> は事業主、 <u>17.5分の8.75</u> は被保険者において負担する。 第45条～第63条（略） 附 則 この規約は、令和7年3月1日から施行する。ただし、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については令和7年4月1日から適用する。（第44条の2）	組合規約 第1条～第44条（略） （介護保険料額の負担割合） 第44条の2 介護保険料額の18分の9は事業主、18分の9は被保険者において負担する。

健保組合財政を取り巻く状況は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる「2025年問題」を迎え、高齢化及び医療の高度化等による医療費の増嵩、さらに高齢者拠出金の大幅な増加が見込まれるなど、引き続き大変厳しい状況下にあります。

このような中、令和7年度事業計画においては、円滑な事業運営並びに健全な財政運営に資するため、適用、徴収、保険給付及び保健事業といった基幹業務を効率的に推進し、保険者機能を効果的に発揮できる事業運営方針及び事業計画を策定いたします。

主な重点施策

総務部	1. 円滑な事業・財政運営	1) 「協会けんぽ」を意識した中長期的な財政運営 2) マイナ保険証の利用促進 3) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の推進 4) ICT化推進からの事業サービスの提供	5) 保険者機能を維持した上でのコスト削減を意識した事業の見直しの検討 6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 7) 広報活動の充実
	2. 理事会・組合会・各種委員会、講演会	1) 理事会を年4回開催	2) 組合会を年2回開催 3) 各種委員会、講演会の開催
	3. 情報セキュリティ対策・個人情報保護・コンプライアンスの確保	1) 個人情報保護の徹底・強固な情報セキュリティシステムの構築 2) 個人情報漏えいに対する取り扱いの遵守・適切な運用	3) 個人情報保護委員会・研修会の開催 4) 不祥事の防止・コンプライアンス確保のための適正な事務処理体制の確立
業務部	1. 適用・徴収の適正化	1) 標準報酬の適正化 2) 電子申請・電子決裁による効率的で正確性の高い事務処理の推進 3) 賞与支払届未提出の防止 4) 被扶養者資格の適正化 5) 優良な事業所の加入促進強化 6) マイナンバーカードの保険証利用登録およびマイナ保険証利用の促進	7) 算定基礎届に基づく適正な標準報酬月額決定 8) 健康保険料の徴収対策 9) 子ども・子育て支援金にかかるシステム対応等の準備 10) 被保険者証および資格確認書の未回収の対応 11) 被保険者及び被扶養者の適切な住所管理 12) お客様サービスの向上
	2. 医療費・現金給付の適正化	1) 現金給付の適正化の推進 2) 医療費の適正化の推進 3) 無資格受診および現金給付にかかる返納金債権の確保 4) 医療費明細のお知らせ・ジェネリック医薬品使用促進・リフィル処方箋の使用促進 5) あんま・マッサージ・鍼・灸療養費の適正化の推進	6) 柔道整復師療養費の適正化の推進 7) 限度額適用認定証の適正利用 8) 「第三者行為による傷病届」の求償の強化 9) 公金受取口座の円滑な実施 10) 高額療養費の見直しにかかる対応 11) お客様サービスの向上
保健事業部	1. 保健事業の着実な実施・確実な目標達成	1) 第3期データヘルス計画の着実な実施・評価 2) 第4期特定健康診査等実施計画（特定健診・特定保健指導・がん検診・歯科健診等、疾病予防） 3) 事業主とのコラボヘルス・健康企業宣言・健康スコアリングレポート	4) 事業主健診の共同実施 5) 広報活動の強化 6) 健康推進の取り組み
	2. 体育奨励・保養施設事業	1) 体育奨励関係事業の推進・充実	2) 保養所関係事業の推進・充実

令和7年度予算（案）

				収	入	
一	般	勘	定		61,692,912	千円
介	護	勘	定		7,408,952	千円
合			計		69,101,864	千円
				支	出	
一	般	勘	定		61,692,912	千円
介	護	勘	定		7,408,952	千円
合			計		69,101,864	千円

令和7年度 予算概要表（一般勘定）

【1.基礎数値】

令和6年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

(1) 平均被保険者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
110,052人	108,192人	101,473人	102,000人
	△1,860人	△6,719人	+527人

(2) 平均標準報酬月額

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
381,336円	390,772円	396,050円	399,800円
	+9,436円	+5,278円	+3,750円

(3) 平均標準賞与額

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
1,292,151円	1,317,175円	1,331,494円	1,341,700円
	+25,024円	+14,319円	+10,206円

【2. 収入内訳】

設定保険料率：95%

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減	前年比
(1) 保険料収入(調整保険料を含む) (料 率) (被保険者一人当たり額)	58,931,795 千円 95 ‰ 577,763 円	57,344,015 千円 95 ‰ 562,196 円	1,587,780 千円 0 ‰ 15,567 円	102.8 ‰ 102.8 ‰
(2) 繰 越 金	1,841,614 千円	3,335,720 千円	△ 1,494,106 千円	
(3) 繰 入 金 (準備金限度外部分繰入) (準備金限度内部分繰入) (退職積立金繰入) (別途積立金繰入)	43,430 千円 千円 千円 43,430 千円 千円	1,177,101 千円 1,104,820 千円 千円 72,281 千円 千円	△ 1,133,671 千円 千円 千円 △ 28,851 千円 千円	3.7 ‰ 60.1 ‰
(4) そ の 他 の 収 入	876,073 千円	758,256 千円	117,817 千円	115.5 ‰
(5) 収 入 合 計	61,692,912 千円	62,615,092 千円	△ 922,180 千円	98.5 ‰
(6) 経 常 収 入 合 計	58,616,200 千円	57,065,851 千円	1,550,349 千円	102.7 ‰

【経常収入】

経常収入 58,616,200千円 = 収入合計61,692,912千円 - { 調整保険料810,090千円 + 繰越金1,841,614千円
+ 国庫補助金収入(特定健康診査・保健指導補助金除く)6千円
+ 財政調整事業交付金423,500千円 + 不用財産等売却代2千円 + 補助金等追加収入1,500千円 }

【3. 支出内訳】

項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減	前 年 比
(1) 事 務 費 (被保険者一人当たり額)	750,696 千円 7,360 円	792,606 千円 7,771 円	△ 41,910 千円 △ 411 円	94.7 % 94.7 %
(2) 保 険 給 付 費 (被保険者一人当たり額)	29,489,120 千円 289,109 円	29,981,780 千円 293,939 円	△ 492,660 千円 △ 4,830 円	98.4 % 98.4 %
(3) 納 付 金 等	26,081,108 千円	26,516,864 千円	△ 435,756 千円	98.4 %
前期高齢者納付金	12,180,777 千円	12,554,166 千円	△ 373,389 千円	97.0 %
後期高齢者支援金	13,900,323 千円	13,962,617 千円	△ 62,294 千円	99.6 %
病床転換支援金	6 千円	6 千円	0 千円	100.0 %
日 雇 抛 出 金	1 千円	1 千円	0 千円	100.0 %
退職者給付抛入金	0 千円	73 千円	△ 73 千円	0.0 %
流行初期医療確保抛入金 (被保険者一人当たり額)	1 千円 255,697 円	1 千円 259,969 円	0 千円 △ 4,272 円	100.0 % 98.4 %
(4) 保 健 事 業 費 (被保険者一人当たり額)	3,444,296 千円 33,768 円	3,415,813 千円 33,488 円	28,483 千円 280 円	100.8 % 100.8 %
(5) 営 繕 費	45,640 千円	68,972 千円	△ 23,332 千円	66.2 %
(6) そ の 他 の 支 出	882,052 千円	839,057 千円	42,995 千円	105.1 %
(7) 予 備 費	1,000,000 千円	1,000,000 千円	0 千円	100.0 %
(8) 支 出 合 計	61,692,912 千円	62,615,092 千円	△ 922,180 千円	98.5 %
(9) 経 常 支 出 合 計	59,837,085 千円	60,757,687 千円	△ 920,602 千円	98.5 %

(10) 経 常 収 支 差 引 額	△ 1,220,885 千円	△ 3,691,836 千円	2,470,951 千円	
--------------------	----------------	----------------	--------------	--

【経常支出】

経常支出 59,837,085千円 = 支出合計61,692,912千円 - { 還付金(調整保険料分)96千円 + 営繕費45,640千円
+ 財政調整事業抛入金810,090千円 + 雑支出(補助金等返還金支出)1千円 + 予備費1,000,000千円 }

令和7年度 予算概要表 (介護勘定)

【1.基礎数値】

一般勘定と同様、令和6年度決算見込数値をベースに、事業所の新規適用・編入・脱退、自然増減の影響を踏まえ、以下のとおり算出した。

(1) 平均被保険者数

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
62,675人	63,454人	60,048人	60,400人
	+779人	△3,406人	+352人

(2) 平均標準報酬月額

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
435,502円	442,920円	448,671円	452,300円
	+7,418円	+5,751円	+3,629円

(3) 平均標準賞与額

令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)
1,528,101円	1,551,212円	1,568,096円	1,581,200円
	+23,111円	+16,884円	+13,104円

【2. 収入内訳】 設定保険料率：17.5‰

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減	前年比
(1) 介護保険収入 (料 率) (被保険者一人当たり額)	7,408,301 千円 17.5 ‰ 122,654 円	7,461,115 千円 18.0 ‰ 121,122 円	△ 52,814 千円 △ 0.5 ‰ 1,532 円	99.3 ‰ 101.3 ‰
(2) 繰越金	0 千円	269,760 千円	△ 269,760 千円	0.0 ‰
(3) その他の収入	651 千円	51 千円	600 千円	1,276.5 ‰
(4) 収入合計	7,408,952 千円	7,730,926 千円	△ 321,974 千円	95.8 ‰

【3. 支出内訳】

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減	前年比
(1) 介護納付金 (被保険者一人当たり額)	7,090,290 千円 117,389 円	7,530,234 千円 122,244 円	△ 439,944 千円 △ 4,855 円	94.2 ‰ 96.0 ‰
(2) 介護保険料還付金	1,015 千円	692 千円	323 千円	146.7 ‰
(3) 予備費	317,647 千円	200,000 千円	117,647 千円	158.8 ‰
(4) 支出合計	7,408,952 千円	7,730,926 千円	△ 321,974 千円	95.8 ‰

理事会・組合会

令和7年 5月19日 (月)	15時	理事会	場所：健保会館
令和7年 7月 7日 (月)	15時	理事会・組合会	場所：東天紅上野店
令和7年11月10日 (月)	15時	理事会	場所：健保会館
令和8年 2月 9日 (月)	15時	理事会	場所：健保会館
令和8年 2月16日 (月)	15時	組合会	場所：健保会館

各種委員会

令和7年 4月	代表健康管理委員会
令和7年10月	保健事業推進委員会
令和7年12月 (令和8年1月)	保険料率等検討委員会

健康管理委員講演会

令和7年 9月 8日 (月)	15時	場所：東京ガーデンパレス
----------------	-----	--------------

